

2017年8月31日
株式会社ニイタカ

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、取締役会の実効性について分析・評価を実施いたしました。その結果の概要をお知らせいたします。

【コーポレートガバナンス・コード 補充原則 4-11-3】

1. 評価の方法及び対象期間

取締役7名（うち3名が社外取締役）が、昨年度使用したものと同様の評価シートに基づき、平成29年5月期の活動につき項目ごとに5点満点による評価及びコメントの記入を行いました。その結果をまとめ、取締役会で討議し、当社取締役会の実効性に関する分析・評価をとりまとめました。

評価の項目は以下の通りです。

- (1) 取締役会の構成について（評価項目数：3）
- (2) 取締役会の運営について（評価項目数：6）
- (3) 取締役会の責務の履行状況について（評価項目数：6）
- (4) 取締役会のサポート体制・任意機関について（評価項目数：5）

2. 分析及び評価結果

分析の結果、取締役会の構成や運営、議事進行等については昨年度と変わらず概ね問題ないものと判断いたしました。一方で、個別には今後改善の必要性が認められる事項がございました。評価の低かった項目と主な意見は以下の通りです。

- ① 中長期的なグループ全体の経営方針、経営戦略、中期経営計画について、議論が行われているか。
（意見）重要な経営課題について、議論をさらに充実させる必要がある。
- ② 取締役会における審議事項と業務執行取締役および執行役員への委任事項は、適切に区分、管理されているか。
（意見）取締役会における審議事項について、社外取締役に対する事前の説明をより充実させる必要がある。
- ③ 取締役会として経営幹部候補の育成状況について、適切な監督を行っているか。
（意見）執行役員会に幹部候補者をオブザーバーとして参加させるとともに、社外取締役による幹部候補者のヒアリングも行ったが、今後もこれらの施策を継続する必要がある。

- ④ 社外取締役に必要な知識と情報を習得する機会が適切に確保されているか。
(意見) 前述した社外取締役による幹部候補者のヒアリングにより、当社の現状をより深く理解することができた。このような機会をさらに増やす必要がある。
- ⑤ 任意の委員会(報酬諮問委員会と指名諮問委員会)は、取締役会に対して適切に役割を果たしているか。
(意見) 諮問委員会は開催され、一定の議論は行われているが、取締役会への報告および提案をより強化する必要がある。

3. 上記分析及び評価を踏まえた今後の方針及び取組事項

- ① 中期経営計画その他の重要事項について、定期的に討議できるよう事務局がその進捗を集約し、報告する。
- ② 取締役会の前に、社外取締役に対し審議事項についての説明を行う機会を設ける。
- ③ 社外取締役による幹部候補者のヒアリングを今後も実施する。これまで口頭で個々の評価について報告されたが、点数化するなどして客観的な評価とする。
- ④ ②の取組及び③の取組を実施することにより、社外取締役に必要な知識と情報を習得する機会を確保する。
- ⑤ 報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を開催したのち、次の取締役会に議事録を提出するとともに、改革案等を提起する。

以 上